令和3年第6回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和3年6月29日(火)午後2時00分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 令和3年第5回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 議案第35号 瑞穂市教育委員会表彰規則等の一部を改正する規則につい

7

日程第4 議案第36号 瑞穂市就学援助事業実施要綱等の一部を改正する告示につ

いて

日程第5 議案第37号 瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について

日程第6 議案第38号 瑞穂市立学校職員の勤務評価に係る意見の申立て実施要領

を廃止する訓令について

日程第7 議案第39号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する

規則について

日程第8 教育長の報告

日程第9 そ の 他 事務局長

教育総務課長

学校教育課長

幼児教育課長

生涯学習課長

閉会の宣言

〇本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

〇本日の会議に出席した委員

加納博明

加藤悟

森 下 伊三男

加木屋 加緒里

大 平 髙 司

〇本日の会議に欠席した委員

なし

〇本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

事務局長 廣瀬 進 教育総務課長 松島 孝明 学校教育課長 坂 野 美 恵 学校教育課主幹 雄志 曽我部 学校教育課総括課長補佐 松野 英 泰 幼児教育課長 今 木 浩 靖 幼児教育課総括課長補佐 智 子 野口 生涯学習課長 佐藤 雅人 生涯学習課主幹 広 瀬 久 士 生涯学習課総括課長補佐 泉 大 作

〇本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐 野 津 浩 行

〇傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

○教育長 本日はお忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。定刻になりましたので、只今から令和3年第6回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。それでは、日程に従って進めさせていただきます。

日程第1 令和3年第5回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○教育長 日程第1 令和3年第5回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。

事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。 異議がないようですので、令和3年第5回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することと致します。

日程第2 会議録署名委員の指名について

○教育長 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。 今回は、加木屋委員よろしくお願い致します。

日程第3 議案第35号 瑞穂市教育委員会表彰規則等の一部を改正する 規則について

○教育長 瑞穂市教育委員会表彰規則等の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第3 議案第35号 瑞穂市教育委員会表彰規則等の一部を 改正する規則案を別紙のとおり提出する。令和3年6月29日提出、瑞穂市教育 委員会教育長 加納博明。提案理由、地方公共団体における書面規制、押印、対 面規制の見直しについて(令和2年7月7日付け総行行第169号・総行経第3 5号総務省自治行政局長通知)を踏まえ、申請書等様式への押印を廃止するため、 瑞穂市教育委員会規則の改正を行うもの。

<資料により説明>

○教育総務課長 押印廃止につきましては5月1日からの特例ということで、す

でに承認いただいておりますが、今回は特例を受けていた様式中の印の削除と 文言修正を行う内容の規則改正を一括に行うものとなります。

- ~ 質疑・計論 ~
- **〇教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第3 議案第35号 瑞穂市教育委員会表彰規則等の一部を改正する規則について、可決することと致します。

日程第4 議案第36号 瑞穂市就学援助事業実施要綱等の一部を改正する告示について

○教育長 日程第4 議案第36号 瑞穂市就学援助事業実施要綱等の一部を改正する告示について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第4 議案第36号 瑞穂市就学援助事業実施要綱等の一部を改正する告示案を別紙のとおり提出する。令和3年6月29日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて(令和2年7月7日付け総行行第169号・総行経第35号総務省自治行政局長通知)を踏まえ、申請書等様式への押印を廃止するため、瑞穂市教育委員会告示の改正を行うもの。

<資料により説明>

- ○教育長 先ほどの規則改正同様に様式の印を削除するもので要綱等の改正を行うものです。
 - ~ 質疑・討論 ~
- ○森下委員 先ほどの議案第35号の規則改正とこの議案第36号の要綱等の改正により概ね様式の改正がされたということでしょうか。
- ○教育総務課長 全てではありませんので、今後規則、要綱等の改正の際にその 都度改正を行うということになっております。
- **〇教育長** 概ね改正されましたが、まだ改正されてないものにつきましては、改正 のタイミングにあわせて押印廃止の改正を行うことになるということです。
- ○教育長 その他、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 議案第36号 瑞穂市就学援助事業実施要綱

日程第5 議案第37号 瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規 則について

○教育長 日程第5 議案第37号 瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する 規則について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 日程第5 議案第37号 瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。令和3年6月29日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成27年法律第33号)第32条第2項の規定および岐阜県教育委員会公文書規定(昭和44年岐阜県教育委員会訓令第1号)の一部改正により、瑞穂市立小中学校管理規則に関係する様式等について整備する必要があるため改正をするもの。

<資料により説明>

- ○学校教育課長 東京オリンピック競技大会、東京パラリンピック競技大会の特別措置法により2021年のスポーツの日は10月11日から7月23日に変更となりました。今年度より小中学校が2学期制に移行しており、前期と後期の境目をスポーツの日である第2月曜日としておりましたが、この第2月曜日が今年度祝日でなくなるため、今年度に限り後期開始日を10月の第2日曜日の翌日からに改正をさせていただくために、今年度の特例として附則を追加するものです。次に病気、特別休暇の承認申請書と介護休暇の承認申請書です。これにつきましては、県の教育委員会の様式に沿ったものとなりますので、今年度より押印の廃止に伴い様式が一部変更となっておりますので県と同様の様式に変更をさせていただくものです。
 - ~ 質疑・討論 ~
- **〇教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 議案第37号 瑞穂市立小中学校管理規則の 一部を改正する規則について、可決することと致します。

日程第6 議案第38号 瑞穂市立学校職員の勤務評価に係る意見の申立 て実施要領を廃止する訓令について

○教育長 日程第6 議案第38号 瑞穂市立学校職員の勤務評価に係る意見の 申立て実施要領を廃止する訓令について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 日程第6 議案第38号 瑞穂市立学校職員の勤務評価に係る 意見の申立て実施要領を廃止する訓令について、別紙のとおり瑞穂市教育委員 会に提出する。令和3年6月29日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。 提案理由、岐阜県市町村立学校職員の勤務成績の評価に関する規則の廃止によ り、関係する瑞穂市立学校職員の勤務評価に係る意見の申立て実施要領の廃止 をするもの。

<資料により説明>

- ○森下委員 勤務評価の申立てという、自分がどのような評価を受けているかについての意見申立てではないかと思いますが、人事評価実施要綱にはそのような項目はありますか。
- ○学校教育課長 同様に人事評価についてもあります。
 - ~ 質疑・討論 ~
- **〇教育長** その他、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 議案第38号 瑞穂市立学校職員の勤務評価 に係る意見の申立て実施要領を廃止する訓令について、可決することと致します。

日程第7 議案第39号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部 を改正する規則について

○教育長 日程第7 議案第39号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児教育課長 日程第7 議案第39号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行 細則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。令和3年6月29日提出、 瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、地方公共団体における書面規制、 押印、対面規制の見直しについて(令和2年7月7日付け総行行第169号・総 行経第35号総務省自治行政局長通知)を踏まえ、申請書等様式への押印の廃止 及び状況証明書及び施設等利用費請求書等の様式を変更するため、瑞穂市教育委 員会規則の改正を行うもの。

<資料により説明>

- ○幼児教育課長 一つ目は押印廃止等に伴い様式の変更を行うものです。状況証明書の証明印の廃止については、改正後は虚偽申請があった場合の有印私文書偽造罪とか有印私文書変造罪という罪が成立する旨の注意喚起の文言に変更してあります。二つ目は施設等利用費請求書を施設に応じた様式としました。施行期日は、公布の日から施行するものとさせていただいておりますが、経過措置といたしまして、この規則の施行の際にはこの様式を使って仕事を進めておりますので、この規則による改正前の様式に基づいて提示された申請書については、改正後の様式の規定に基づいて提出されたものとみなすという文言を付しての改正とさせていただきます。
 - ~ 質疑・討論 ~
- ○大平委員 文言について統一されていない箇所が見受けられますので確認をお願いします。
- **〇幼児教育課長** 確認します。
- **〇教育長** その他、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第7 議案第39号 瑞穂市子ども・子育て支援法 等施行細則の一部を改正する規則について、可決することと致します。

日程第9 その他

○教育長 日程第9 その他に入ります。本来は日程第8ですが、日程第9を先に 行います。

事務局長。

○事務局長 前回の定例会でご承認いただきました補正予算は6月25日に市議会でも承認されましたので、順次進めていくことになります。その中で継続的に行う大きな事業が1つありますので、要約して説明させていただきます。牛牧第1保育所の建替えに伴う用地と牛牧小学校駐車場用地の測量と土地鑑定業務の費用を計上しています。牛牧第1保育所は老朽化に加え未満児保育を行う設備がある。

りません。瑞穂市の保育所整備計画としましては、待機児童の解消ということで、 未満児保育ができない保育所を未満児保育ができる保育施設に転換し公私連携で 開設する計画をしております。2年前には穂積保育所はほづみの森こども園とし て開園し、保護者の方にも高評価を得られています。牛牧第1保育所につきまし ては土地は市で購入し、建物を民間の方に建てていただき公私連携として整備を 進めたいと考えており、令和7年4月の開園にむけて進めていく予定でございま す。土地を整備するにあたっては、用地の購入費、造成費が必要となりますので 予算化に際しては教育委員の方々に説明し、ご了解をいただきたいと思っており ます。またこの事業につきましては中間報告も行っていきたいと思います。

- ○教育総務課長 岐阜県教育委員会から、教員採用選考二次試験の参観についての依頼文書が届きましたのでご案内させていただきます。参観を希望される方はご連絡ください。前回の定例会で議決いただきました、巣南中学校屋内運動場トイレ改修工事につきましては千勝建設株式会社が落札しました。工期は9月30日までとなっております。
- ○学校教育課長 教職員のコロナウイルスワクチン接種開始についてご報告させていただきます。7月の2日、3日に朝日大学において職域接種が実施されることに伴い市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校の職員もワクチンを接種できることになりました。小中学校、幼稚園の職員からは357人が希望し、そのうち2日の接種希望者が多いことから追加で8日にも接種日を設けていただくことができましたので分散して接種します。日頃からコロナ対策は十分に行っておりますが子どもたちに接する職業ですので、自分が感染しないように注意してまいります。
- ○幼児教育課長 保育所と放課後児童クラブに勤務の職員でまだコロナウイルスワクチンの接種の済んでいない方は、保育所が12人、放課後児童クラブが52人となっておりますがほとんどの方が既に1回目の接種が終わっている状況です。また、6月24日に岐阜県から令和3年4月1日現在の県内の待機児童の調査結果が発表されました。25日の新聞にも掲載されていましたが県内の待機児童数につきまして昨年に引き続き2年連続統計上は0人となっております。しかしながら待機児童に含まれないような潜在待機児童は瑞穂市が最多の57人でした。確かに今年度多いという実感はしております。ちなみに昨年令和2年が26人、

平成31年が14人ということで、毎年倍近く増えてきている状況になっており ます。女性の就労意欲の高まりによる社会進出で、自宅での保育から保育施設へ 預けざるを得ないという状況が増えてまいりました。そのため通勤時に非常に利 便性の高い駅周辺の保育施設に人気が集中して特定の施設希望という形で、待機 児童にはカウントされない潜在待機児童が57人にまで増えてきた理由になって おります。そのため当市でも受入れ施設の拡充が急務ということになっており、 特に3歳未満児を中心に受け入れができる地域型保育事業所、いわゆる小規模保 育施設の整備を現在進めており、10月には穂積駅周辺で1か所開園する予定と なっており待機児童を少しでも減らしていきたいと考えています。最後に放課後 児童クラブについてですが、今年の夏休み期間の放課後児童クラブの利用申込み 状況は664人の方が夏休みの放課後児童クラブを利用する予定です。内訳は平 日利用の方が515人で、夏休みだけ利用するという方が149人になります。 昨年度はコロナウイルスの影響で夏休み期間が非常に短く、利用される方がほと んどいませんでした。参考に令和元年度と比較させていただくと令和元年度が6 77人ですので、ほぼ同数ということになっております。非常に多い人数ですの で受入れ体制を整えなくてはいけないということで、施設の方では南小学校区と 本田小学校区においては通常開設している施設とは別に施設を用意させていただ きます。本田小学校の多目的室、南小学校の図工室を使わせていただくことで受 入れ体制の拡充を図っていくことを考えております。それに伴い職員の配置も必 要になってきます。現在常勤の方と長期休暇期間中に勤務していただく方を合わ せまして116人で運営しておりますがとてもこの664人の対応はできないの で、そこに派遣の方を20人程お願いする予定ですがそれでもまだ足らないとい うことなので、新聞折込みや広報誌の回覧などで募集させていただいたところ 1 6人の方を確保することができました。合わせまして152人のスタッフで今年 の夏休みは運営していく予定でいます。募集にあたっては、新聞折込みチラシの エリアを拡大したところ大学生の応募が非常に多く、16名のうち10名の方が 大学生で、朝日大学をはじめ岐阜聖徳学園大学、近隣の大学の方から多数のご応 募をいただきました。面接の際に、将来教員や市の保育施設で働きたいというこ とを話された方もいましたので、ここでの経験を生かしていただければと思って おります。

○生涯学習課長 今年の第4回定例会において議決いただきました市民センター 屋根他改修工事につきまして契約ができましたのでご報告させていただきます。 一般競争入札で千勝建設株式会社が落札しました。工期は令和4年1月20日ま でとなっています。6月15日の夕方にゲリラ豪雨のような雨が降り、巣南公民 館の2階の煙探知器が鳴ってしまい消防車が出動する事態になってしまいました。 原因を調査したところ屋根からの雨漏りにより漏電し鳴ったのではないかという ことで、業者の方に調査を依頼しています。今年度巣南公民館の外壁改修工事に おいて、雨漏りの補修をすることになっておりますが、このような事案がありま したので報告させていただきます。

日程第8 教育長の報告

○教育長 日程第8 教育長の報告になります。

文部科学省が示す新しい生活様式はバージョン6まで示されこれに基づいて現在 生活しております。コロナウイルス感染症対策を徹底しているおかげで学校内で の感染は1件もありません。職員もコロナウイルスが未知のものであるという恐 怖もあって、マスクの着用は徹底しています。これからは熱中症対策を行う際に マスクの着用について心配しております。一定の距離を取ることによって、ある いは屋外であれば、会話等を極力控えることでマスクの着用は不要であるという ようなこともございますので、熱中症も考慮した指導に切り替えていくことにな ります。体育の時間や登下校時は状況によってはマスクの着用がなくても良いと いうようなスタンスでいるわけですが、今後は熱中症対策も視野に入れたうえで マスクの着用について指導をしたいと考えております。次にタブレット端末の使 用状況ですが、例えば英語の時間に世界の時刻をタブレットで調べてそれを英語 で話すという授業を行っています。各学校のホームページを見るとタブレットの 活用の事例を掲載してくれています。小学校低学年ではカメラ機能を使って、植 物の成長の様子を撮っています。あるいは楽器として使用することができ画面上 に鍵盤を映し出しそれを押すと音が出るということで活用する等いろいろな使い 方をしてくれています。次に議会で質問を受けたことについてです。まずは交通 安全についてご質問を受けました。牛牧小学校のお子さんが青信号で横断歩道を 渡っているにもかかわらず事故に遭遇してしまったということで、運転手の不注 意によるものですが、子どもたち自身が自分の命を守ることができるようにする ために学校がどう指導するのか、見守りサポーターの現状はどうなっているかと いう質問でした。牛牧小学校ではグラウンドにラインを引くなどして、車が走っ てきたときに横断歩道をどう渡るかなどの指導を具体的に行っています。校長の 話を聞きますと3点のことを重点として行っていました。まずは渡る意思表示と して手を挙げること。2つ目に車が止まったら運転手と必ずアイコンタクトをと ること。3点目は渡らせてもらったことへの感謝のお礼を態度に示すことという ことです。牛牧小学校では学年ごとに指導をしているということがわかりました。 その当該学校だけではなくて、すべての学校において事例を基にした指導をして もらえるように徹底したいと思っております。近くで起きたことはいつ起きるか わかりませんので、こういった指導を今後も続けていきたいと思います。また、 見守りサポーターの現状としては、市内7小学校のうち2校は0名ですが合計8 7名の方がいます。中学校にはいません。また、見守り隊という自主防犯組織を 作っていただいているのは7校中4校です。登下校中の交通事故や不慮の事故、 下校中に不審者によって命を落としてしまうなどの事件事故から子どもたちを守 ろうという地域の高齢者の方々の善意でボランティアは立ち上がって、全国的に 見守り隊というのができました。ところがその方たちもだんだん歳を取られて活 動は難しくなっているようです。今後はコミュニティスクールなどにおいて学校 の課題、地域の課題としてボランティアの方々の募集をさせていただいて、コミ ュニティスクールの中での組織化を図っていくことができれば保険等も予算化し てありますので安心して活動していただけると思います。県警では全国版ではあ りますが見守り隊の方、見守りサポーターの方はどういった形で交通安全指導を するとよいのかというリーフレットも作ってくれておりますので、リーフレット の配布、研修を実施できるとよいのではないかというようなことも含めて議会で は答弁させていただいております。コミュニティスクールについての現状と今後 について質問がありました。活動の紹介をさせていただいて、今後どのように組 織化するのかということについては、学校が今課題として持っていることを、い ろいろ支援をしていただけるボランティアを募って、何種類かのグループで組織 化して活動していくことを考えております。各学校でいろんな状況があります。 たとえば外国籍のお子さんに対応してもらえるようなボランティアが欲しいと考

えている学校もあります。事例を持ち合い年末あたりには交流できるような学校 運営協議会を開催したいと考えております。それをテレビ会議で結んで、各学校 取組状況を紹介いただくことで、他の学校へ広げていくことができるという考え をもって今後進めていきたいという答弁をさせていただきました。

- ○大平委員 夏休みのラジオ体操ですが小学生もやらないという方針が小学校からの報告がありました。たぶん自主的に自治会でやるところも少ないと思います。私の自治会でも検討しましたが、小学校区のPTAの校外委員さんとか子ども会の人も実施しないとのことでしたので、実施しないことになります。巣南中学校区だと今までラジオ体操があったのは夏休み期間約40日のうち20日から25日ぐらいです。ラジオ体操である程度生活のリズムを整えられた子もいたと思いますが、実施しないところが多く、生活のリズムという面では若干不安があるのではないかと思っています。穂積地区ではラジオ体操は行っていないのでしょうか。
- **〇生涯学習課主幹** 実施するところが多いです。
- **○大平委員** 実施する数などは把握していますか。
- **〇生涯学習課主幹** すべてではないですが、自治会長にラジオ体操カードの希望 をとったところ、穂積地区の約半分の自治会から希望がありましたので、実施す るということで把握しております。
- ○加藤委員 先日市民の方と話していた時にラジオ体操の話になりまして、コロナウイルスが収まってきたとは言えないけど、落ち着いてきたし大きな声で騒ぐわけではないし、間隔をとって行うので実施してもいいのではないかということでぜひやれるといいですねという話をしていました。高齢者が家の中にこもって体を動かさないと体調を崩してしまうという方もいますので小学生だけではなく高齢者にも効果があると思われます。加えてコロナワクチン接種についてですが夏休みの放課後児童クラブに臨時で来ていただく方の接種についてはどのようにお考えですか。
- ○幼児教育課長 今回応募の方については7月からの採用です。ただ中には看護学部の学生もいますので、優先接種されている方もいるかもしれませんが確認は取れていません。
- **〇加藤委員** 朝日大学の学生さんの接種はいつごろ開始でしょうか。

- **〇森下委員** 7月に入ってからです。
- **〇教育長** それは全学生ですか。
- **〇森下委員** 職域接種で全学生対象です。医療系の学生に関しては接種が始まっています。
- ○加藤委員 巣南中屋内運動場トイレ改修工事と、市民センターの屋根改修工事で、契約差金が発生しますが、子どもたちの安全のために防犯カメラや職員の負担軽減のために検温、放課後の消毒作業に使うことはできませんか。
- **〇生涯学習課長** 予算の性質上のこともありますが、巣南中の屋内運動場トイレ 改修にしても市民センターの屋根改修工事にしても、当初の契約金額は決まりま したが工事を進めていくうえで変更箇所が出てくる可能性もあります。変更契約 がないとは言えないので差金は持っていないといけません。
- **〇加藤委員** 合わせて、先ほどの巣南の公民館の雨漏りについてはかなりの修繕が必要と思われますので対応をお願いします。
- **〇生涯学習課長** 巣南公民館を取り壊して改築して公民館機能を持たせるという 方法もありますが、今後の施設の長寿命化を踏まえて検討するものと思われます。
- ○教育長 建物については人口の割合からの建物の面積があります。瑞穂市の場合 1人あたりの面積は結構大きいです。建築物は整理しなければいけない状況があ り将来負の財産になってはいけないので、そういったことを踏まえながら計画を 作っていくことも検討課題です。ただ老朽化した施設であっても耐用年数期間は 何とか残していきたいなということは考えています。
- ○加藤委員 巣南公民館の2階にある資料室は整理整頓ができていない状況なので、10年先を考えたときに、あの建物が活用できないとすると、ここできちんとした資料室を造ることは難しいです。瑞穂市内のどこかで資料室を造っていかないといけないと思います。大事な歴史資料がなくなってしまいますので、既存の施設をうまく活用して残せるように考えていただきたいと思います。また、公民館を利用する人たちが高齢化し、いろいろなクラブの会員も少なくなっています。こうした現状で施設の拡充は難しいかもしれませんが、みんなが楽しく活動できる場所を確保することが、活気ある瑞穂市にしていくことにつながると思います。
- **〇生涯学習課長** 生涯学習課としても資料館が一番喫緊の問題と認識しています。

資料だけが眠っていますので、眠らせておくだけではますます悪くなってしまう ので、どこかに展示しないといけないと思っています。

- ○加藤委員 ここで眠っている物もあるし、各地域で眠っている物もあります。 個人で一生懸命集めている人もいるし、もう世話できないといって処分してしま う人もいます。建物と人の体制づくりをぜひよろしくお願いします。
- ○教育長 資料館はないので必要とは思います。どの施設を活用するかというのはあると思います。
- **〇加木屋委員** 昨日の小学生が下校中におきた事故について、通学路としてはと ても危険な道だったという声があったので、瑞穂市の通学路の状況を考えてみた ときに、駅に向かう穂積中学校の前の道路は通勤、通学に利用され危険個所と思 われる場所はたくさんあります。先ほどから予算の話が出ており今すぐというの はとても難しい話だとは思いますが、子どもたちが増えていく状況の中で、施設 同様に通学路を安全に通れるような街を考えていくということを市全体で考えて いただきたいと思います。また、道路などの環境が整えば安全というのは大きな 間違いで、子どもたち自身が自分の命は自分で守るという意識が大切と考えます が、下校の様子を見ていると気が緩んでしまっているように思われます。登校時 は割と大丈夫なように見えますが、下校時になるとそのような場面に遭遇します。 今1度子どもたちに再度自分の命を自分で守るということの大切さというのを教 えていただけたらありがたいと思うと同時に家庭において心がけるべきことだと 思います。先ほど教育長さんが言われた横断歩道を渡るときに意思表示する、お 礼を言う等ということは子どもだけではなく大人が背中を見せていく必要がある と思います。今回は本当に残念な事故でしたがこのような事故が2度と起こらな いように瑞穂市全体で大人も子どもも考えていかなければいけないことだと改め て思いましたのでお願いします。
- ○教育長 心強い意見をいただきありがとうございました。通学路についてはハードとソフトの両面で考えなくてはいけないと思います。通学路安全推進会議を年に2回やっています。かなり中身も充実した内容で、実現可能なところを選定して改善を進めていますので、今の状況の中でどうやって守っていくのかというあたりで今考えなくてはいけないと思います。ありがとうございました。そのほかよろしいですか。

○教育長 次回の会議予定ですが、令和3年第7回瑞穂市教育委員会定例会を令和 3年7月28日、水曜日、午後2時から開催します。

閉会の宣言

○教育長 本日は、お忙しいところありがとうございました。これをもちまして、 令和3年第6回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後3時45分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年6月29日

瑞穂市教育委員会 教育長 力口 创力 上升 取引 委員 力口不尽力口, 結里

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第13 条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の 3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。